

# 大島商船高等専門学校地域連携交流会会則

## (名称及び事務局等)

- 第1条 本会は、大島商船高等専門学校地域連携交流会と称する。
- 2 本会の事務局は、大島商船高等専門学校地域協力センターに置く。
- 3 本会の連絡所は、大島商船高等専門学校総務課企画係に置く。

## (目的)

- 第2条 本会は、大島商船高専と海事産業界及び地域産業界等（地元企業・地場産業等）との各種交流を通じて、海事産業・地域産業等の発展に寄与するとともに、大島商船高専の教育研究の振興を図ることを目的とする。

## (事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。
- (1) 大島商船高専と海事産業界及び地域産業界との交流に関すること。
- (2) 技術者のリフレッシュ教育等企業の育成支援事業に関すること。
- (3) 大島商船高専の教育研究の振興に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するため適當と認められる事業。

## (構成)

- 第4条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成する。

- (1) 法人会員 本会の趣旨に賛同した企業及び団体等
- (2) 個人会員 本会の趣旨に賛同した個人
- (3) 特別会員 本会の趣旨に賛同した学識経験者、行政機関等

## (入会)

- 第5条 本会に入会しようとする者は、連絡所を経由して入会申込書（別紙様式第1号）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、会員となる最初の期間は、前項の入会届が受理された日から当該日が属する年度の末日までとする。

## (会費)

- 第6条 会員は、第16条に定める会計年度に係る会費を、毎年度、当該会計年度の末日までに全額納入しなければならない。

- 2 年度途中で入会した会員の会費は、入会の時期にかかわらず、入会した日が属する会計年度に係る1年分の額とする。

## (退会)

- 第7条 会員は、本会を退会しようとするときは、退会を希望する日が属する年度の末日までに、連絡所を経由して退会届（別紙様式第2号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、2年度にわたり会費が未納となる会員があるときは、当該会員を退会させることができる。この場合において、退会の日は、2年目の未納が確認された年度の末日とする。

- 3 前2項の場合において、既納の会費は返還しない。

## (役員)

- 第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事 若干名

(4) 監事 若干名

(役員の任務)

第9条 会長は、本会を代表し業務を統括とともに、第13条に定める総会において議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。

3 理事は、必要に応じて業務を分担する。

4 監事は、業務の監査にあたるものとし、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の選出及び任期)

第10条 役員は、事務局の推薦に基づき、会長の承認を経て、総会において決定する。

2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 会長は、特に必要と認めるときは、本会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次条に定める役員会の推薦を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、必要に応じ、本会の組織・運営状況について報告を受けるとともに、会長の諮詢に応じる。

4 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会)

第12条 本会に、大島商船高等専門学校地域連携交流会役員会（以下「役員会」という。）を置く。

2 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 本会の事業の企画運営及び総会に提出する議案

(2) その他、業務遂行上必要と認められる事項

(総会)

第13条 本会に、大島商船高等専門学校地域連携交流会総会（以下「総会」という。）を置く。

2 総会は、当該年度中に1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画並びに予算決算

(2) 役員の選出

(3) 会則の改正

(4) その他、本会運営上の重要事項

4 総会は、会員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき事前に書面（メールを含む。）をもって諾否の意思を表示した者にあっては、出席者とみなす。

(専門部会)

第14条 会長は、特に必要と認めるときは、本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置く。

3 専門部会は、第3条第1号及び第2号に掲げる事項に関する諸事業を行う。

(経費等)

第15条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 年会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法人会員 1口1万円(1口以上)

(2) 個人会員 1口2千円(1口以上)

(3) 特別会員 無料

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 本会則は、平成21年10月6日から施行する。

2 本会設立当初の役員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成23年度の役員が選出される日の前日までとする。

3 本会の初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、本会設立の日に始まり平成22年3月31日に終わるものとする。

附 則

1 本会則は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

本会則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

大島商船高等専門学校 地域連携交流会 組織図

